

大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会
教育・保育施設における重大事故の再発防止のための検証専門部会
運営要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会教育・保育施設における重大事故の再発防止のための検証専門部会（以下「事故検証部会」という）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(掌握事務)

第二条 事故検証部会は、大阪府社会福祉審議会管理要綱第2条第3項の規定に基づき、「認可外保育施設」及び「認可外の居宅訪問型保育事業」（指定都市及び中核市が所管するものを除く）において発生した子どもの死亡事故の事実関係の把握を行い、発生原因の分析を行うことにより再発防止策の検討を行うための調査審議等を行うこととする。

なお、死亡事故以外の重大事故として国への報告対象となる事例（治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等）の中で府において検証が必要と判断した事例についても死亡事故と同様に調査審議等を行うことができることとする。

(事故検証部会の構成等)

第三条 事故検証部会の委員は、社会福祉事業に従事する者、学識経験者等により構成するものとする。ただし、部会長が必要と認める場合は、この部会に関係者の出席を求めることができる。

2 事故検証部会に、事故検証部会の委員の互選による会長1名を置くものとする。

(事故検証部会の開催等)

第四条 事故検証部会の開催は、次の各項に掲げる方法で行う。

- (1) 事故検証部会は、会長が招集するものとする。
- (2) 事故検証部会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決を行うことができないものとする。ただし、持ち回りによる審査も可能とする。
- (3) 事故検証部会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬)

第五条 事故検証部会の委員に係る報酬等の取り扱いについては、大阪府社会福祉審議会条例（平成12年3月31日条例第9号）によるものとする。

附則

この要綱は、平成29年8月14日から施行する。